

# 江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当…中島慶二

## 公園利用に着目した改正



らなる自然体験アクティビティ推進団体が適切な計画を立てて環境省等が認定すれば、自然公園法の要許可行為について許可不要にし、面倒な手続きを減らすこと

回通常国会において、自然公園法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決成立し、五月六日に公布された。

環境省が三月二日の閣議決定時に公表した法改正概要によると、主なポイントは二つで、その他にもいくつか小さい改正点がある。これらは主に、公園の利用面に着目した改正となっている。詳しい内容の紹介は別にゆずり、改正によって何がどう良くなるのか、という点についてのみ、今回は二つのポイントについて概略的にみていただきたい。



ト事業の窓なのだから、もっと大きくしてもらいたい。例えば、公的な自然環境教育事業やビジターセンターでのインターブリテーションと、民間事業者のエコツアーやなどの間での自然環境情報の共有、共同での広報、研修などでの連携協力等は、すぐでも進めることができるのではないか。

さらに、環境省が管理している土地や施設の使用について、仮に国有財産法上の手続きの簡素化などを結びつけることができるならば、事業者に具体的なメリットが生じる可能性があるし、さらに望めば、土地所有者との間で協定を交わすことなどによって、土地所有者と自然体験アクティビティーの実施を妨げていることがあるなら、事業者にとって意味のある施策となるが、彼らが行う自然体験アクティビティーが自然公園法の規制を受ける施設整備や広告掲出などを伴わなければ、促進の力にはならないし、協議会への出席や合意形成に係るコストの分はむしろデメリットであるからだ。

もう一つは、公園事業のソフト版とも言うべき、施設に依拠しない公園内の自然体験活動を、国立

## 自然体験アクティビティーの促進

地元市町村やガイド事業者等か

るなら、法改正の効果が大きいとただし、規制緩和だけにとどま

## 今後の展開に期待

そつは言つても折角開いたソフ

や、ガイド育成の体制づくりなどに自主的なルールを設けるといふことであろう。ルールのありよう、決め方に関する規定が示されていないので分からぬが、エコツーリズムは、資源を共有し活用する仕組みなので、地域の関係者がルールをつくろうとしてもフリーライダーが存在するとうまいかないメリットを明確にしてすべての事業者の参加を促していければ、公平性のある仕組みとして効果を発揮するのではないだろうか。

## 公園計画に関する改正

もう一つ付け加えて指摘しておきたいことがある。以前、公園雑誌第七八五号で、公園計画には施設を伴わないソフト事業も含まれてよいはずであると指摘したが、今回、公園計画の一部として、必要に応じて「質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な項目」を書くことができるようになつた。

またこのことに関連して、今回の法改正では、公園計画に関する内容に関する条項の追加が盛り込まれており、公園計画には、保護



## 地域主体の利用拠点 整備改善

主な改正点のもう一つは、市町村や旅館事業者等からなる協議会が適切な利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣（国定公園の場合は都道府県知事）の認定を受けた場合、関係する自然公園法の認可を受けたこととする、という特例により、手続を簡素化することによつて、地域関係者が一体となつて行うさまざまな取り組み、すなわち廃屋撤去や利用拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、

または利用に関する規制計画、公園事業、「その他必要な事項」について書くことができるという形になつた。生態系維持回復事業は今回の自然体験活動のような明記がないままだが、「その他必要な事項」で読むことができるという理解だろう。

ただ、その促進の手段が規制緩和だけではいかにも非力である。規制緩和、しかも手続きの簡素化程度のメリットを原動力として、廃屋の撤去が進むとは到底思えない。地元市町村や地域に相当の意欲があつたとしても、事業の実施には多額の経費がかかるため、廃屋撤去も含む地区の景観改善には

予算的な手当てや他の公共的事業とのタイアップが不可欠なはずだから、促進のための予算事業が存在しなければ整備改善が進まないのは目に見えている。

そういう目で見ると、今回の法改正の内容だけでは実効性を感じることができないが、実際に既に予算事業のほうが先行している。国際観光旅客税を財源として、既に開始されている国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業が、現時点ではこの予算事業に相当するものと考えられる。

この事業と今回の法改正で創設された利用拠点整備改善計画との制度上の整合性を図り、予算事業として発展し、さらに活用されるべきは、廃屋撤去を含めた利用拠点の整備改善を進める大きな力になるだろう。

参考文献・令和3年3月1日  
環境省報道発表資料「自然公園法の一部を改正する法律案の閣議決定について」

**中島 慶二〇なかじま けいじ**

一九八四年環境庁入庁。日光、尾瀬、阿蘇、大雪山などの現地管理業務、長崎県、那霸事務所長、復興庁、野生生物課長などを歴任。退官後二〇一七年より江戸川大学国立公園研究所長。